

平成 27 年 3 月 19 日
化学物質対策課

労働安全衛生法施行令別表第九（通知対象等物質）の 追加候補物質の選定について

1 趣旨・背景

（1）背景と経緯

ア 別表第九（通知対象物質）の選定及び改正の経緯

労働安全衛生法（以下「法」という。）の通知対象等物質は、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第九に定められている。

令別表第九は、化学物質の名称等の通知（SDS の提供）が義務づけられた平成 12 年当時は、有害性の観点からの選定であったが、ほぼ現行の通りに定められている。

その後、当初の対象物質であった石綿が譲渡等が禁止されたことから削除された。また、平成 18 年 10 月には、労働者に対する危険性の観点から物質が追加（3 物質）されて 640 物質となったものである。

イ 通知対象物質の選定の基準

（ア）有害性物質

令別表第九の化学物質のうち、有害性の観点から定められた化学物質の選定の基準は、平成 12 年 3 月 24 日付け基発第 162 号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」に、「法第 57 条に基づく表示の対象となっている化学物質並びに日本産業衛生学会又は米国労働衛生専門家会議（American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Inc）において許容濃度等が勧告された物質及び労働災害の原因となった物質から選定を行ったものである」とされている。

（イ）危険性物質

令別表第九の化学物質のうち危険性の観点から定められた化学物質の選定の基準は、平成 18 年 10 月 20 日付け基発第 1020003 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」に、「文書交付制度について労働者に危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを新たに対象としたこと」とされている。

(2) 令別表第九への追加の必要性

有害性物質については、平成 12 年の SDS 制度創設以来、産業衛生学会及び ACGIH が新たな許容濃度等の勧告を行っていることから、それらの勧告の行われた物質について、令別表第九へ追加することの検討が必要となっている。

2 検討内容

(1) 今回の検討内容

平成 10 年以降、産業衛生学会又は ACGIH において、許容濃度等の勧告が行われた化学物質等について検討を加え、令別表第九への追加候補物質を選定する。

(2) 平成 28 年度以降の検討内容

産業衛生学会又は ACGIH において、新たに許容濃度等の勧告が行われた物質について、毎年、検討を行った上で、令別表第九の追加候補物質を選定する。

なお、検討に当たっては、IARC（国際がん研究機関）、NTP（米国国家毒性プログラム）等の国際的な機関等において、新たに有害性の評価が行われた物質、及び、新たに REACH 規則（欧州化学品規制）等の国際的な規制の対象となった物質に関する情報を収集の上、その動向に留意する。

3 検討のスケジュール

(1) 平成 26 年度第 2 回企画検討会（3 月 19 日）

- ・ 趣旨について説明・質疑応答
- ・ 個別物質についての検討（1）

(2) 平成 27 年度第 1 回企画検討会（4 月 23 日）

- ・ 個別物質についての検討（2）

(3) 平成 27 年度第 2 回企画検討会（5 月 25 日）

- ・ 個別物質についての検討（予備）